

墓終いの手順

① 遺骨の納先を決定

- ・ 寺院の納骨堂へ納める。
- ・ 他の墓石に納める。
- ・ 散骨する。

・ 寺院の納骨堂へ納める (寺院によって異なるのでお寺様にご相談下さい。)

- ・ 個別の納骨室
- ・ 合葬の納骨堂

・ 他の墓石に納める

- ・ 県外の場合 (納骨が出来る状態で施主様にお渡しします。)
- ・ 県内の場合 (納骨が出来る状態で施主様にお渡し又は、代理納骨も承ります。)

・ 散骨する

- ・ 県外の場合 (県内でパウダー化しお施主様にお渡しします。)
- ・ 県内の場合 (業者の紹介、代行出来ます)

② 墓石の撤去処分の業者に依頼

1. 撤去する墓石の確認を行う

- ・ 墓地の名称、住所がわかればご一緒していただかなくても結構です。
(墓石の写真、墓石に彫られている文字が解れば当店で確認出来ます。)
- ・ 墓地の管理責任者に撤去の為の事務手続き及び工事の仕様を確認

2. 見積書を提出

3. 契約書の締結

4. 必要書類(名称は丸亀市のものです。他市町村では異なる場合があります。)

*代行手続き出来ます

★公営墓地

☆霊園、村墓地ほか

- ・ 墳墓使用許可書★
- ・ 墳墓工事許可申請書★
- ・ 墳墓工事しゅん工届★
- ・ 埋蔵(葬)・収蔵受入証明書★☆
- ・ 改葬許可申請書(人数分)★☆
- ・ 墳墓返還届★
- ・ 墳墓使用者住所等変更届★
(名義人と申請者が異なる場合)
- ・ 墳墓使用許可証再交付申請書★
(使用許可書が紛失の場合)

*遺骨の受入先によっては他に必要な書類がある場合があります。

4. お魂し抜きの法要 (お寺様の紹介及び代行出来ます。)

5. 墓石撤去工事実施